

新潟市教育委員会 平成30年4月 定例会会議録

日時	平成30年4月18日(水) 午後3時30分				
場所	白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1				
教育長	前田 秀子		/		
出席委員 (8名)	佐藤 久栄		出席委員	山倉 茂美	
	沢野 千英子			小野沢 裕子	
	上田 晋三			市嶋 洋介	
	田中 賢一		欠席委員	/	
	渡邊 節子			/	
会議出席 教育委員会 事務局職員 (20名)	職・氏名		職・氏名		
	教育次長	高居 和夫	学校支援課長	齋藤 純一	
	教育次長	古俣 泰規	生涯学習 センター所長	枝並 素子	
	教育総務課長	渡邊 剛	中央公民館長	浅間 直美	
	学務課長	高橋 光久	中央図書館長	大井 夫美子	
	施設課長	小関 洋	教育総務課 課長補佐	佐藤 夏樹	
	保健給食課長	坂井 玲子	教育総務課係長	桑原 勝俊	
	地域教育推進 課長	緒方 猛	教育総務課主査	曾我 広人	
	学校人事課長	池田 浩	教育総務課主査	山口 学	
	教育職員課長	浅間 孝之			
総合教育 センター所長	小川 裕一				
他部署 出席者(1名)	歴史文化課長 小沢 昌己				

開会	時刻	午後3時30分
	宣言者	教育長
付議事件 (9件)	議案番号	件名
	議案第1号	第33期新潟市社会教育委員の委嘱について
	議案第2号	第24期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について
	議案第3号	2019年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第4号	2019年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第5号	2019年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第6号	2019年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第7号	2019年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第8号	2019年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第9号	新潟市教育委員会組織規則の改正について
報告 (1件)	市立学校園の校園長の人事に係る教育長代理について	

第1 開会宣言

- 教育長 午後3時30分 開会を宣言する。
ただ今より、4月の教育委員会定例会を開催いたします。
現在、報道はございません。なお会議中に報道関係者より、委員会の撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することにご異議ございませんでしょうか。
では、そのように決定します。

会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に田中委員及び渡邊委員を指名します。

教育委員の旧姓使用

- 教育長 次に、付議事件に入る前にご報告です。4月1日付で教育委員となりました委員より旧姓使用の届け出があり、同日付でこれを承認いたしました。教育委員の活動においては「小野沢委員」とさせていただきますので、皆様ご承知おきください。

新任委員挨拶

- 教育長 続きまして、4月1日付で教育委員となりました小野沢委員、市嶋委員より、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

最初に小野沢委員お願いします。

- 小野沢委員 皆さん、こんにちは。教育委員を拝命いたしました小野沢裕子と申します。教育はとても大切なことだと思っておりますので、皆さんと一緒に教育委員の仕事を通して新潟市の教育が本当に明るいものになるように、少しでもお手伝いができれば良いと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- 市嶋委員 南区からまいりました市嶋洋介と申します。このたび教育委員に選んでいただき、私、まだ39歳でございます。冊子を見たら全国で7,000名くらいの教育委員がいらっしゃる中で、40歳以下が1.3%くらいしかないということで、本当に役に立つかいささか不安も多くありますけれども、私も4人子供がおりまして、これから教育を考えていく当事者の一人として、まずは自分がしっかりと学んで、新潟の教育に何か一つでも役に立てればと思っておりますので、どうかこれからもご指導をよろしくお願いいたします。

第2 付議事件

- 教育長 ありがとうございます。
それでは、日程第2「付議事件」に入ります。
議案第1号「第33期新潟市社会教育委員の委嘱について」、生涯学習センターから説明をお願いします。

- 生涯学習センター所長 生涯学習センターの枝並です。よろしくお願いいたします。
議案第1号「第33期新潟市社会教育委員の委嘱について」ご説明

いたします。社会教育委員は新潟市社会教育委員に関する条例で、定数が11人、任期は2年、学校教育・社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、市内に住所を有する者から委嘱すると定められております。

付議3をご覧ください。上段が、第33期委員の名簿です。継続と記している方が再任で4名おります。新任の委員は7名です。市内に住所を有する者を公募により候補者を選出させていただきました。任期は平成30年5月2日から平成32年5月1日までとなります。

参考までに、下記に現委員の名簿も挙げさせていただいております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。それでは、第1号議案については承認してよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

次に、議案第2号「第24期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について」、歴史文化課から説明をお願いいたします。

○歴史文化課長

歴史文化課の小沢と申します。よろしくお願いいたします。

私からは4ページの議案第2号「第24期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

当審議会委員は、新潟市文化財保護条例によりまして、定数は11名、任期は2年となっております。現在の第23期委員は平成30年5月31日までの任期となっておりますので、次期の第24期の委員の任期は、平成30年6月1日から平成32年の5月31日までの2年間となっております。

文化財につきましては、有形文化財、無形文化財、民族文化財、天然記念物などジャンルが幅広く、専門家による委員によって当審議会は構成されております。

委員候補の所属、専門分野、委員年数等は一覧表に記載しております。資料の5ページに、第24期の委員としてお願いしたい方、6ページに現在の第23期の委員を記載しておりますので、ご覧ください。

まず、6ページを先にご覧ください。現委員のうち、名簿の一番下の芳井幸子委員から、本人のご希望によりこのたび委員を辞退されたいという申し出がございました。続いて5ページをご覧ください。芳井委員の後任には、上から6人目になります新潟大学人文学部准教授の中村元さんをお願いしたいと思っております。中村さんにおかれましては、近代史をご専門にしておられる若い研究者でございまして、今後、資料の調査などでもご活躍がいただけるのではないかと考えております。

他の10名の委員につきましては、後任の適任者が見つからないこともありまして、引き続き次期も委員をお願いしたいと考えております。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

す。特にございませんでしょうか。それでは、議案第2号については、承認してよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

次、議案第3号から議案第8号、教科用図書採択に関する基本方針については関連がありますので、一括して審議したいと思います。では、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

学校支援課の齋藤です。よろしくお願いいたします。

2019年度使用の新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について、議案第3号から第8号まで一括してご説明いたします。

議案の審議に入る前に、2019年度使用の教科用図書の採択についてご説明いたします。

義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書を除き、四年間同一の教科用図書を使用することとなっております。

小学校は2014年に採択を行いましたので、使用するのが今年度で四年間となります。そのため、2019年度で使用する教科書を採択します。ただし、2020年度から全面实施となる新学習指導要領に準拠した教科書を来年度採択するため、今回採択する教科書は2019年度一年間のみ使用いたします。そのような事情から、検定教科書の新たな見本本がなく、2014年に採択したときの見本本を基に調査を行います。

中学校は2015年に採択を行いましたので、今年度3年目になります。なお、2015年の学校教育法施行規則一部改正により、道徳が教科として位置づけられました。小学校では今年度からの全面实施に向け、昨年度道徳の教科書を採択いたしました。中学校では、来年度から全面实施となるため、今回教科書採択をします。

以上を踏まえて、2019年度使用の新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明します。

議案の第3号、付議7ページをご覧ください。はじめに、小学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目は、道徳科は2018年度と同一の教科用図書を採択いたします。2点目は道徳科以外の小学校用教科用図書の採択を行います。3点目は、採択に関しては義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。4点目は、学校経営や学習指導の任にあたる教職員の研究成果とその意見を参考にします。5点目は、教科用図書の採択は、審議委員会の答申に基づき教育委員会が決定します。小学校用教科用図書については以上です。

続いて、議案第4号、付議8ページをご覧ください。中学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目は、道徳科以外の教科用図書は2018年度と同一の教科用図書を採択します。2点目は、道徳科の教科用図書の採択を行います。3点目は、採択に関しては無償措置法、関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。4点目は、学

校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にいたします。5点目は、教科用図書の採択は、審議委員会の答申に基づいて教育委員会が決定します。中学校用教科用図書については以上です。

続いて、議案第5号、付議9ページをご覧ください。高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針についてですが、中学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様です。

続いて、議案第6号、付議10ページをご覧ください。特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目は、一般図書の採択を行います。2点目は、無償措置法、関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3点目は、学校運営や学習指導の任にあたる教職員の研究成果とその意見を参考に採択いたします。4点目は、図書の採択は、審議委員会の答申に基づいて教育委員会が決定いたします。特別支援学校・特別支援学級用教科用図書については以上です。

続いて、議案第7号、付議11ページをご覧ください。高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目は、教科用図書の採択に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって教育委員会が行うとありますが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即して、教職員の意見や希望が反映されるようにします。

2点目は、各高校の学校長はその学校に適する教科用図書を、次の四つの項目を踏まえて選定してもらいます。一つ目は、自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。二つ目は、文部科学省の教科書編修趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。三つ目は、選定のための委員会等を設ける場合は人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。四つ目は、不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。各学校の結果を尊重して採択していきます。高等学校用教科用図書については以上です。

最後に、議案第8号、付議12ページをご覧ください。高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針については、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様です。

以上が、2019年度使用の新潟市立学校教科用図書採択に関する基本方針でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。それでは、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号については、承認するというのでよろしいでしょうか。そのように決定します。

なお、教科用図書の採択に当たりましては、教育委員の皆さんや事

務局職員を含め、採択に関わるすべての人が法令や通知に基づいて厳正に行うということを常に確認しながら、外部からの働きかけ等により採択に影響があったと疑われるような行動をしないように、細心の注意を払っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 9 号「新潟市教育委員会組織規則の改正について」、地域教育推進課から説明をお願いします。

○地域教育推進
課長

地域教育推進課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 9 号新潟市教育委員会組織規則の改正につきましてご説明をいたします。

付議の 13 ページをお開きください。当該規則の改正につきましては、新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の施行及び新潟市大畑少年センター条例の廃止に伴いまして、新潟市芸術創造村・国際青少年センターの事務を追加し、新潟市大畑少年センターの事務を旧大畑少年センターとして継続するために行うものでございます。付議 14 ページは、その公布文になります。また、付議 15 ページが新旧対照表となっております。付議 15 ページをご覧ください。改正後(案)の第 4 条の(5)の部分にアンダーラインが引かれているところが改正ということになります。大畑少年センターに旧をつけて残すのは、大畑少年センターの管理事務は今後も続くということで、残させていただくということになります。なお、施行日につきましては、平成 30 年 5 月 26 日になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。それでは、議案第 9 号について承認するということによろしいでしょうか。それでは、そのように決定します。

第 3 報告

○教育長

続きまして、日程第 3 の「報告案件」に入ります。

「市立学校園の校園長の人事に係る教育長代理について」、学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長

学校人事課です。よろしくお願いいたします。

報告の 1 ページをご覧ください。「市立学校園の校園長の人事に係る教育長代理について」です。2 月の教育委員会定例会で採択した市立学校園の校園長の人事について、教育長代理により変更しましたので報告します。次のとおり変更いたしました。

小学校長です。辞職として、中之口東小学校、齋藤淳校長。3 月 30 日に病気のため死亡退職となりました。採用として、根岸小学校、高橋治子教頭。4 月 5 日付で発令し、中之口東小学校長となりました。

その他、学校長の不在期間について、新潟市立学校管理運営に関する規則第 23 条により、平成 30 年 3 月 30 日から 4 月 4 日までの期間は、中之口東小学校の市川教頭がその職務を行いました。なお、4 月 5 日付で着任式、始業式を行い、4 月 6 日の入学式も新しい高橋校長の

もと、中之口東小学校運営は開始し、順調に新学期をスタートすることができました。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。ごさいませんでしょうか。それでは、報告案件については以上となります。

第4 次回日程

○教育長 続きまして、日程第4「次回日程」について、教育総務課からお願いします。

○教育総務課長 教育総務課長の渡邊です。よろしくお願いします。
それでは、次回の日程でございます。5月につきましては、5月25日金曜日午後3時30分から、6月につきましては、6月29日金曜日午後3時30分から定例会を予定しております。

第5 定例会閉会

○教育長 以上で、定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

田 中 賢 一

署名委員

渡邊 節子